二十	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は第四条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人であつて、第四条の三第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人以外の法人	別紙様式第二十五	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。